
行政・福祉職のための 成年後見制度研修会

2023年6月15日（木）

尾張北部権利擁護支援センター
センター長 山中和彦（社会福祉士）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

1

成年後見制度とは？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

2

成年後見制度とは

① 判断能力が不十分な人 に対して

② 成年後見人 などの 法律上の権限を持つ
援護者をつけて保護したり支援する

③ (民法を根拠とする) 司法 の制度



家庭裁判所が運用 (監督まで)



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

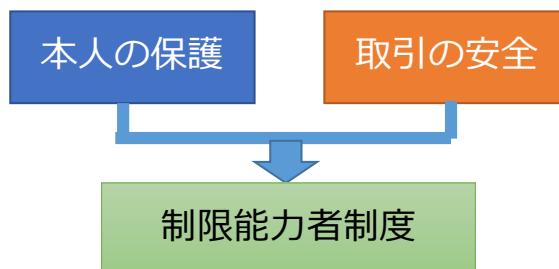
3

民法が決められている取引ルールの特則

(意思能力)

第三条の二 **法律行為**の当事者が意思表示をした時に**意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効**とする。

- ① 意思能力=自らの行為につき、**法的な結果を弁識 (理解) できる能力**、法律行為に照らして、事案ごとに個別に判断される。
- ② 法律行為の当事者が事後において行為時に意思能力が欠如していたことを証明することは容易でない。(本人の保護が難しい)
- ③ また、行為時の意思無能力が証明された場合には法律行為が無効 (最初からなかったこと) となるので、その法律行為が無効となることを予期しなかった相手方にとっては不利益が大きい。(取引の安全に不安)



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

4

制限行為能力者制度①【未成年】

未成年 18歳未満



ほしい

お母さんか、お父さんと来てね。

契約は、判断能力がない場合は、無効になります。しかし、個別に判断能力があったかどうかを証明するのは難しいので、民法は、形式的な要件（未成年かどうか）を当てはめて、**保護者の同意が必要とし、同意がない場合は取り消すことができます。**

- 第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
 - 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

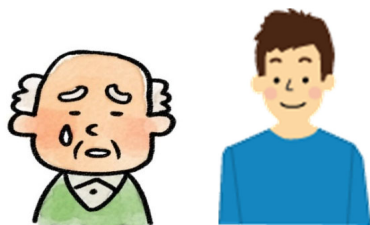
2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

5

制限行為能力者制度②【認知症、障害のある人】

知的な障害があって、よくわからないけど、お店のおねえさんがやさしいから。



認知症だで、ようわからんが、もう3台目じゃ。



ほしい

契約書にはサインしてくれたからOKね。



月々1万円です

この契約はなかったことにできますか？

→ 判断能力がなかったことを証明できれば、可能。
証明するのは、難しい。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

6

制限行為能力者制度

①本人を守り、②取引の安全を守るために、「形式的に」わかる区別（目印）でもって、取引の能力を制限する（ひとりでは取引できないようにする）民法の制度



未成年

区別の基準
18歳未満かどうか



精神上的の障害があつて判断能力に心配のある人

区別の基準
成年後見制度を利用しているかどうか

認知症・知的障害・精神障害・高次脳機能障害など

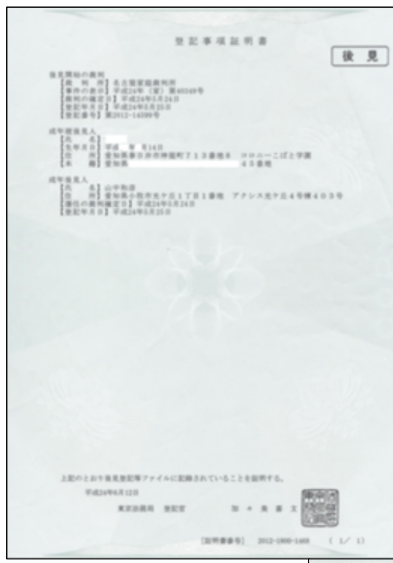


尾張北部権利擁護支援センター

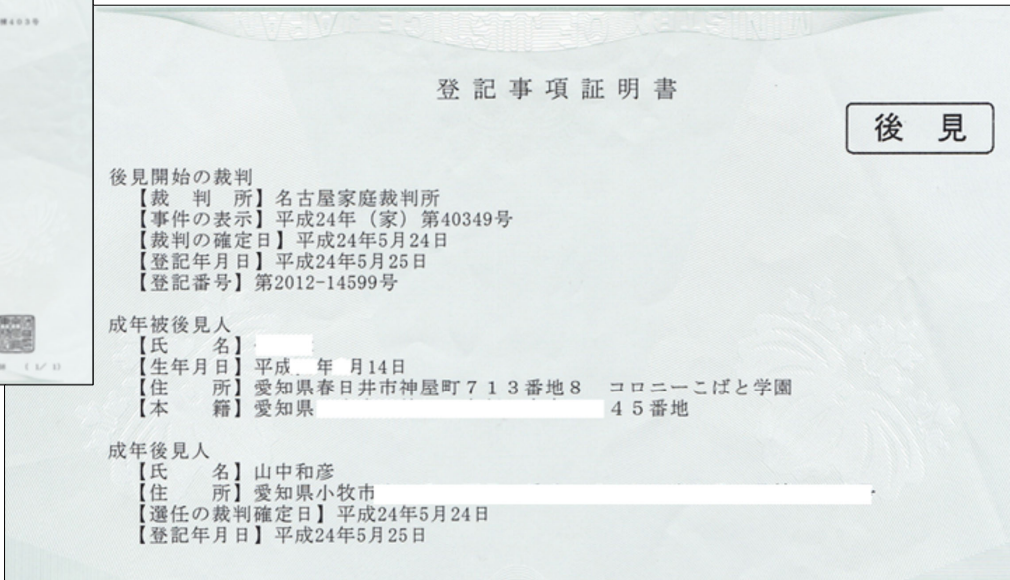
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日
行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

登記事項証明書



成年後見制度を利用していることは、東京法務局に登録されます。登記事項証明書は、家庭裁判所から与えられた権限を証明します。成年後見人等は、契約・手続きのときにはこの登記事項証明書の提示を求められます。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日
行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

後見人の位置づけ＝後見人のメリット

ご本人は、多くの支援者の支援を受けながら暮らしています。

成年後見人等は、新しい支援者仲間になります。

支援者チームに、

- ① 法律上の権限をもっている
- ② 亡くなるまで寄り添うことのできる

そのような支援者が一人加わるのです。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

9

成年後見人がもつ法律上の権限

①代理権

本人のかわりに、法律行為をする権限

- ・ 銀行口座の照会、開設、解約、引き出しなど
- ・ 年金の各種手続きなど
- ・ 借家の解約など

②取消権

本人がおこなった法律行為を取り消す権限

- ・ 訪問営業に応じてしまった契約を取消すなど

いずれも、行政職員・福祉職ではできないこと

本人を守るために、代理権や取消権が必要な場合がある

成年後見
制度の利用



尾張北部権利擁護支援センター

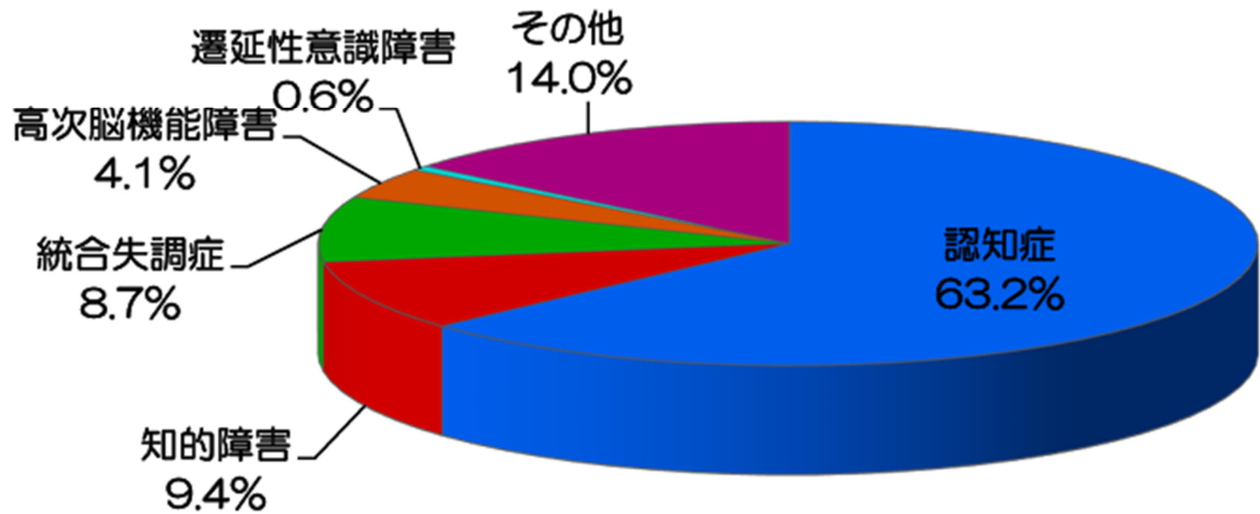
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

10

成年後見制度利用対象者



出所：『成年後見事件の概況—令和4年1月～12月—』最高裁判所事務総局家庭局



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

11

成年後見制度の対象者

精神の障害により、判断能力が十分でない方

具体的には

- 認知症の方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方（高次脳機能障害等含む）



民法第七条 **精神上の障害により**事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

12

精神上の障害がない場合

精神上の障害がない場合は、対象となりません。

- 身体がご不自由で自分で財産管理（預貯金の入出金など）ができなくても、判断能力のある方はこの制度の対象にはなりません。
- ギャンブルなどで、単にお金遣いが荒いということでは、成年後見制度の対象にはなりません。
- 身寄りがいない元気な高齢者の方々も相談がありますが、任意後見制度のご案内をします。



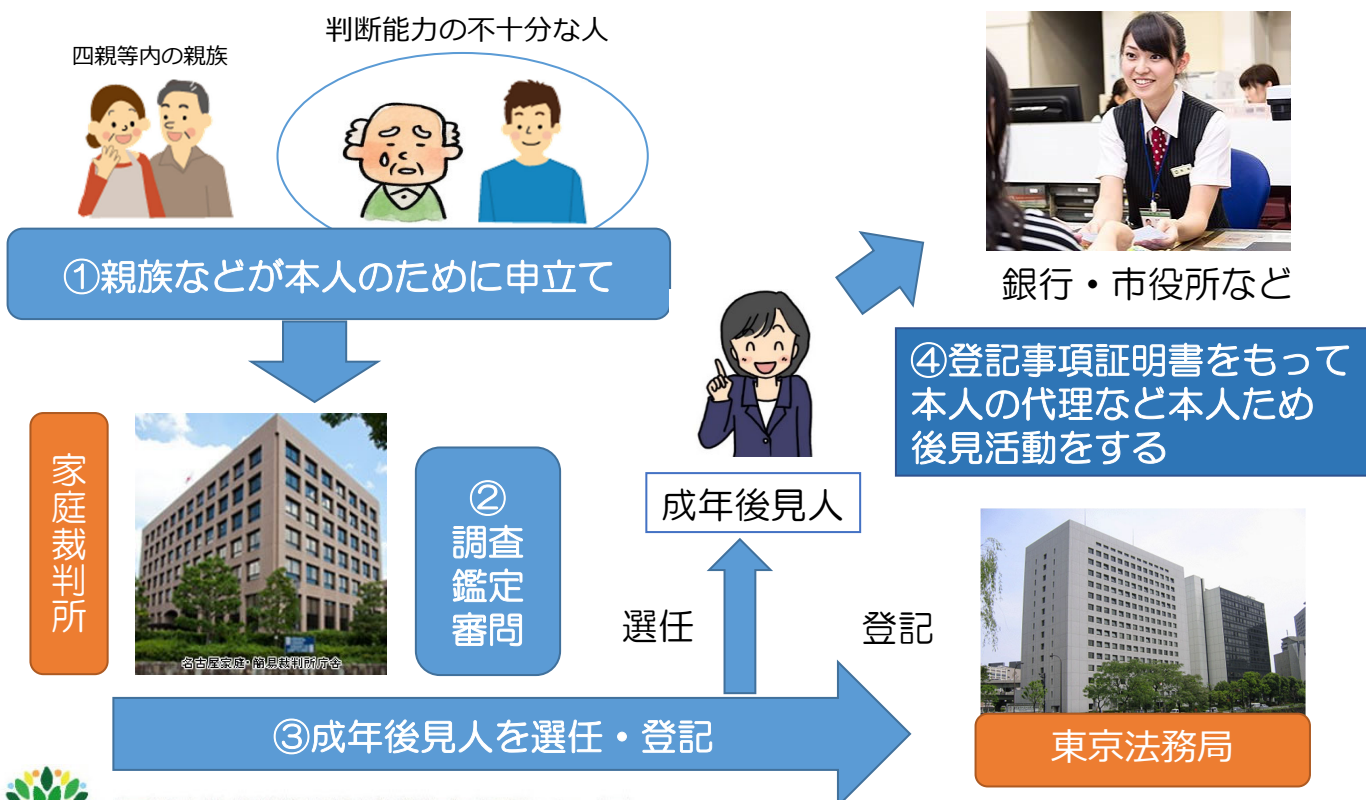
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

成年後見制度の手続き



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

後見・保佐・補助がわかりません



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

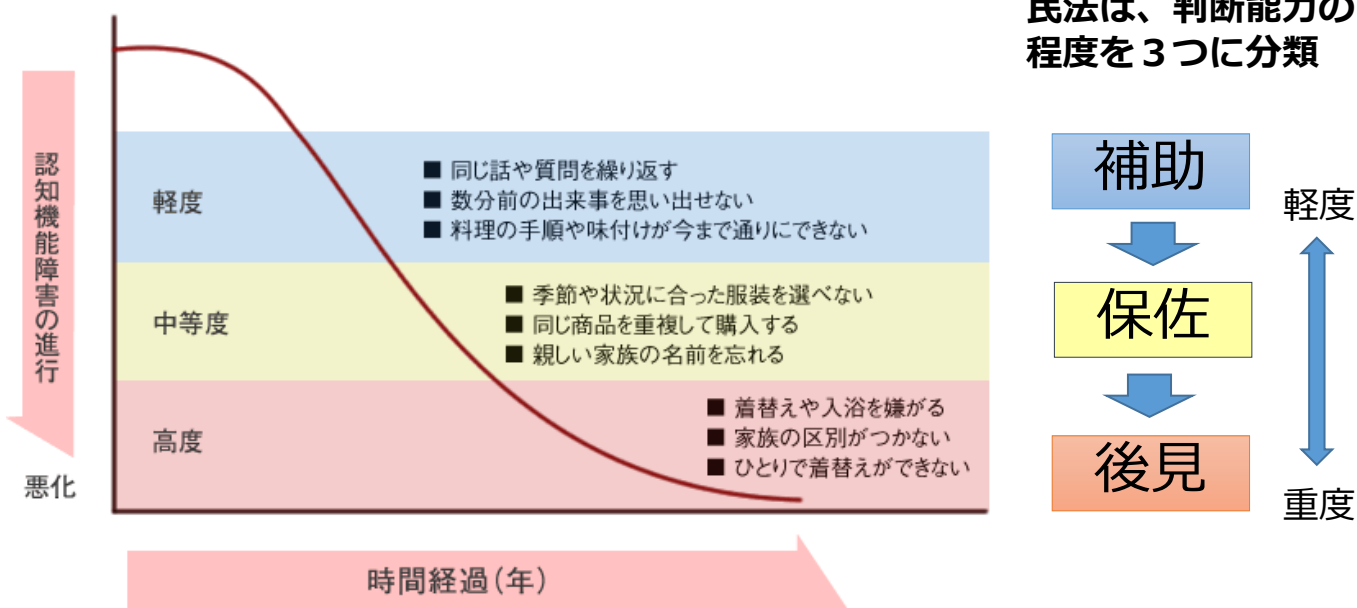
行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

15

判断能力の程度もいろいろあります

アルツハイマー型認知症の経過

民法は、判断能力の程度を3つに分類



画像提供: 奈良県立医科大学認知症疾患センター



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

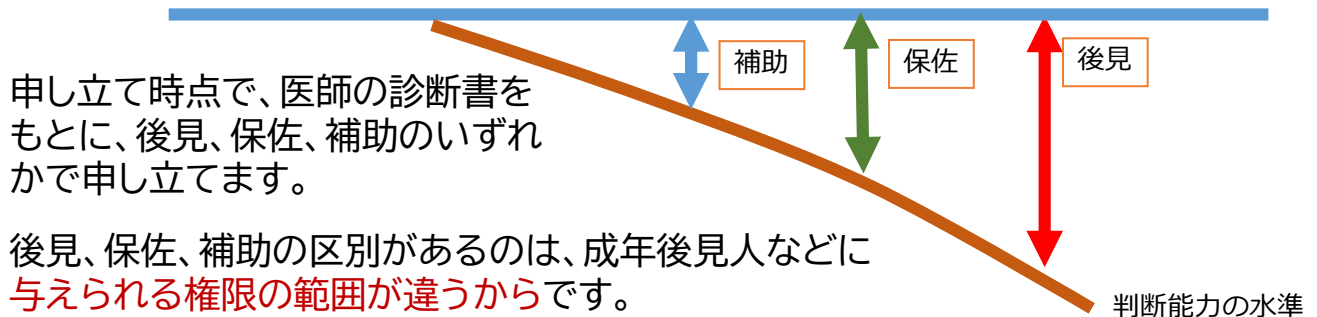
2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

16

成年後見制度 3つの枠組み（類型）

- ① 判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの枠組みがあります。
- ② 日常の買い物をするのも難しい人は、**後見類型**。**成年後見人**がつきます。
- ③ 日常の買い物はできるが大きな買い物は難しい人は、**保佐類型**。**保佐人**がつきます。
- ④ だいたい大丈夫だけでも援助者がいた方が安心という人は、**補助類型**。**補助人**がつきます。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）



後見・保佐・補助の目安

旭川家庭裁判所資料から作成（鑑定を求めない場合の目安）

後見	保佐	補助（左から推測）
いわゆる植物状態又は植物状態に準ずる場合		
精神上的の障害の程度が最重度の場合	精神上的の障害の程度が中程度の場合	
長谷川式簡易認知症スケール 10点以下	長谷川式簡易認知症スケール 11～15点	長谷川式簡易認知症スケール 15～20点
療育手帳 A 判定	療育手帳 B 判定	療育手帳 C 判定
精神保健福祉手帳 1 級	精神保健福祉手帳 2 級	精神保健福祉手帳 3 級
知能検査等の施行が不能		



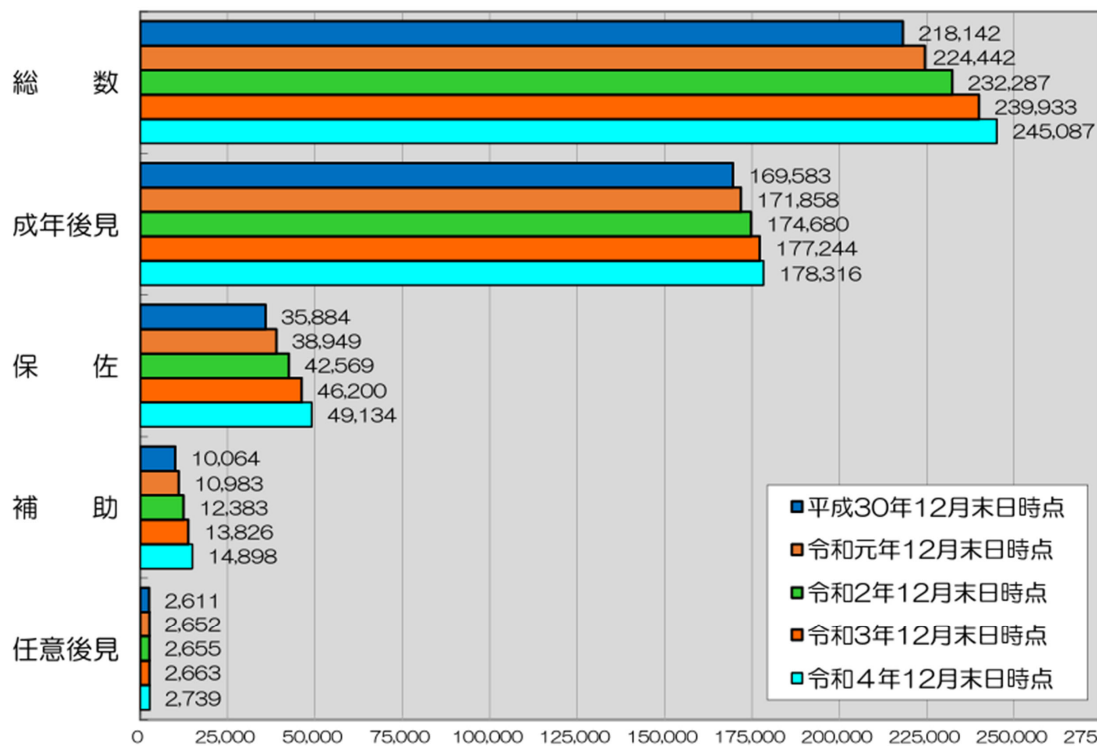
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

後見、保佐、補助、任意後見



出所：『成年後見事件の概況－令和4年1月～12月－』最高裁判所事務総局家庭局

尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

19

後見・保佐・補助の決まり方

- 後見・保佐・補助のどの類型になるかの最終判断は、家庭裁判所が行う。
- 申立て書類に添付する**医師の診断書**が重要な判断材料となっている。
↑ 成年後見制度用の診断書様式あり
- 医師（家庭裁判所）の参考資料として、**本人情報シート**をケアマネジャー、地域包括支援センター職員など本人の日常生活をよく知る人が記入し医師に提供する。
- 家庭裁判所の調査官が本人と面談する。診断書の内容と違和感があれば、鑑定となる場合もある。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

成年後見人の持つ法的権限

家庭裁判所から選任された**成年後見人**は、民法の規定により法律上の権限を与えられます。

代理権

本人に代わって法律上の行為をすることができる権限

- ・銀行との取引(定期預金の解約など)をする
- ・介護保険事業所との契約をする。
- ・**被後見人の財産に関して全面的な代理権**が与えられます。

取消権

本人が行った法律行為を**取り消す**ことができる権限

- ・悪徳商法にひっかかった場合など、被後見人がした契約は、取り消すことができます。
- ・ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」は取り消せません。

代理権、取消権は、使い方によっては本人の自己決定に反することもあります。

○代理権は、本人の意向に関わらず(「代行決定」という)本人に代わって、法律上の行為ができてしまいます。

○取消権は、本人がやりたかったことを後から否定することにもなります。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023(令和5)年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会(講師 山中)

21

保佐人・補助人のもつ法的権限

家庭裁判所から選任された保佐人、補助人は、民法の規定により法律上の権限を与えられますが、自己決定の観点から、法的権限の範囲がせまくなっています。

代理権

本人に代わって法律上の行為をすることができる権限

- ・**本人が同意をして、家庭裁判所に申し立てて、認められた行為のみ**

同意権

本人が**一定の法律行為をする前に同意をする**権限(予防的)

- ・**保佐人**は、民法に規定してある一定の行為(民法13条1項)と家庭裁判所が特に認めた行為(預貯金の払い戻し、借金をすること、クレジット契約をすること、不動産契約をすること……)
- ・**補助人**の場合は、民法13条1項に書いてある行為のうち、本人が同意した上で、家庭裁判所に申し立てて、認められた行為のみ
- ・ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」は、同意権の範囲に含めることはできない。



取消権

本人が**同意を得ず**に行った法律行為を取り消すことができる権限(事後救済)

- ・後見類型の場合は、ほとんど全て取消しできるが、**保佐、補助は同意権の範囲で取消権**。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023(令和5)年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会(講師 山中)

22

申立て手続の違い

- ・申立ての際に、本人の同意が必要かどうか。

	申立て	同意権設定	代理権設定
後見	同意いらない	—	法定
保佐	同意いらない	法定	同意必要
補助	同意必要	同意必要	同意必要

- ① 同意の有無は、家庭裁判所の調査官が本人と面談して確認される。
- ② 保佐の申立てに同意はいらないが、代理権設定に同意が必要であるため実際のところ本人の同意なく保佐人をつけることは難しい。
- ③ 後見の方は、理解が困難である場合が多いが、説明は必要。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

後見・保佐・補助（3類型）のまとめ

	後見	保佐	補助
障害の程度	重い	中等度	軽度
判断能力の程度	いつも欠けている	著しく不十分	不十分
支援者の呼び方	成年後見人	保佐人	補助人
ご本人の呼び方	成年 被 後見人	被 保佐人	被 補助人
本人の能力の制限	大	中	小
代理権	ほぼすべて	本人が同意した範囲でのみ	本人が同意した範囲でのみ
同意権（取消権）	なし	民法で規定されている	本人が同意した範囲でのみ
申立てに本人の同意	不要	不要（ ⁴ ）	必要

⁴代理権の設定で同意が必要なので、実務上本人の同意は必要となる。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

成年後見人等の仕事



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

25

成年後見人の仕事

身上保護

自分らしい暮らし

- ① 本人の介護契約・施設入所契約・医療契約など、本人の身の上に関わる契約締結等の法律行為を本人に代わって行います。
- ② 本人の生活のために必要な費用を、本人の財産から計画的に支出します。

財産管理

本人のために
お金を使う

- ① 本人の財産に損害を与えないように安全な方法で管理します。
- ② 遺産分割や賃貸借契約など、本人の財産に関する法律行為を本人に代わって行います。
- ③ 本人の財産に損害を及ぼすような売買契約など、本人が行った法律行為を取り消すことができます。

出典：鳥取家庭裁判所のリーフレット「成年後見人の仕事と責任について」

本人のより良い暮らしのために、お金を使う、管理する。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

26

成年後見人等のやらないこととできないこと

① 事実行為（やらないこと）

- ・ 食事や排泄等の介助、清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為。
- ・ 事実行為をしてくれる人との契約をして対応する。
- ・ 契約行為に付随する事実行為（有料老人ホーム入所契約前に現地確認することなど）は行う。

② 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

③ 医療行為への同意

- ・ 「手術をしないと半年のいのちです。手術をすると成功率5割ですが1年は生きられます。どうしますか」といわれても。
- ・ 現行法上、本人以外は誰も決めることはできない。

④ 一身専属的な権利の代理行為

- ・ 結婚、離婚、養子縁組、離縁など。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

27

申立てはもしたら？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

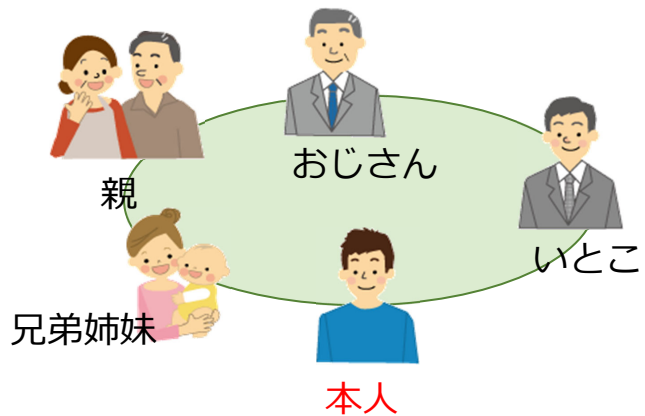
28

申立てをできる人

成年後見制度は、**本人の自己決定を制約する側面**がある。
→ 申立てできる人は限られる。

親族申立て

- ① **本人**
- ② **配偶者**
- ③ **4親等内の親族**



(後見開始の審判)

民法第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、**本人、配偶者、四親等内の親族**、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の**請求により、後見開始の審判をする**ことができる。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

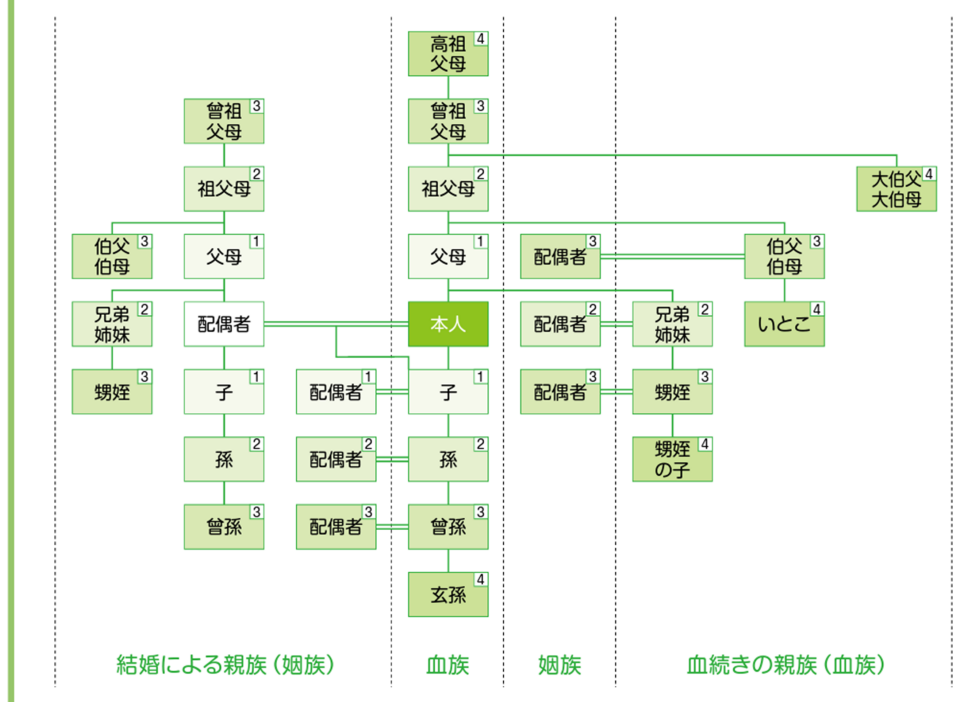
2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

29

4親等内の親族の範囲

■ 4親等内親族の図 ※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。



出所：支援者のための成年後見制度活用ハンドブック (名古屋市・名古屋市成年後見あんしんセンター)



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

30

身寄りのない人はどうするか

- 申立てできるのは、原則、本人または配偶者または4親等内親族
- 親族がない場合、親族が虐待をしている場合など、ほかに申立てできる人がいないとき



市長・町長申立て

一人暮らしで身寄りがない方について、成年後見制度の利用が必要となったとき、市役所が申立人になります。



事後的であり相当困った状況に追い込まれてしまっている場合が多い。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

31

市町村長申立て = 市町村の責務

（審判の請求）

老人福祉法第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、**その福祉を図るため特に必要があると認めるときは**、民法第七条（後見の申立て）、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する**審判の請求をすることができる**。（知的障害者福祉法、精神保健福祉法にも同様の規定）

厚生労働省の通知による運用

1. 二親等内の親族がいないとき
2. 四親等内の親族に申立てを表明しているものがないとき

- ① ほんとに身寄りがない場合（二親等まで探す）
- ② 身寄りがいても拒否される場合（いままでさんざん迷惑を掛けられた…とか）
- ③ 身寄りがいても虐待当事者である場合（認知症の母親の財産を息子が使い込んでいるときの息子など）
- ④ 戸籍上確認できるが、連絡がつかない場合



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

32

市町村長申立ての事例

- ① Aさん（78歳）は、認知症が進んできている。夫は、すでに他界。
- ② 長男B（55歳）は、就職したけれども、退職。母親Aさんの介護を理由に、その後は働かず、母親Aさんの年金で暮らしている。
- ③ 長男Bは、発達障害が疑われ、自分の趣味のことにはお金を使うが、母親Aさんのデイサービスの費用が払えないと、長男Bは母親Aにデイサービスに通うのをやめさせた。
- ④ 母親Aさんは、デイサービスをやめてから、お風呂にも入っていない様子。食事もとれていないのか、どんどん痩せていっている。



介護放棄（ネグレクト）または経済的虐待と認定

虐待当事者である長男Bは、成年後見人が就くことで、お金が自由にならなくなるので、長男Bからの申立ては期待できない。（むしろ知らせずに市長・町長申立てをする必要がある場合がある）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

33

滞納の原因は、経済的虐待かも

認知症のAさんには、妹のBさんがいて、有料老人ホームに入った後も、なにかと面倒をみてくれていました。

Bさんは、Aさんの通帳も管理するようになり、ホームのお金や介護保険のお金も、BさんがAさんの通帳から支払っていました。

そのうち、Bさんは、「これだけ世話をしているから少しぐらいいいわよね」と、Aさんの通帳から自分の物を買ったり、生活の足しにするようになりました。

だんだん、使い込みが激しくなり、Aさんの年金のほとんどを使い込むようになり、有料老人ホームや介護保険事業所に支払うお金が滞るようになりました。



市長・町長申立て



成年後見人が通帳（年金）を確保し、経済的虐待をとめることができる



尾張北部権利擁護支援センター

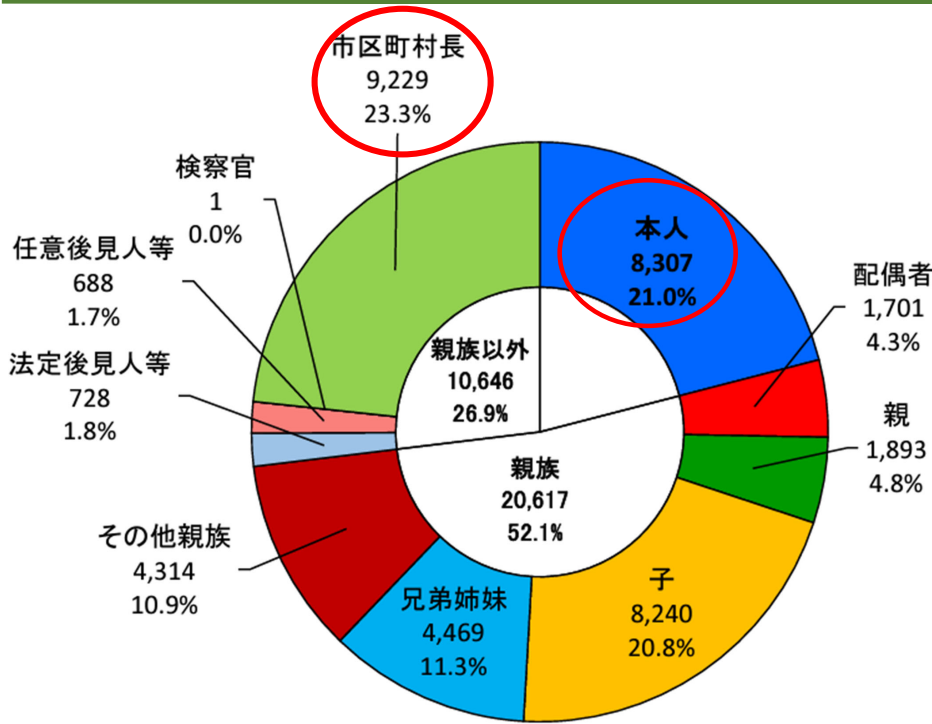
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

34

誰が申し立てているか



傾向として、本人、市区町村長が増えている。

出所：『成年後見事件の概況—令和4年1月～12月—』最高裁判所事務総局家庭局



尾張北部権利擁護支援センター

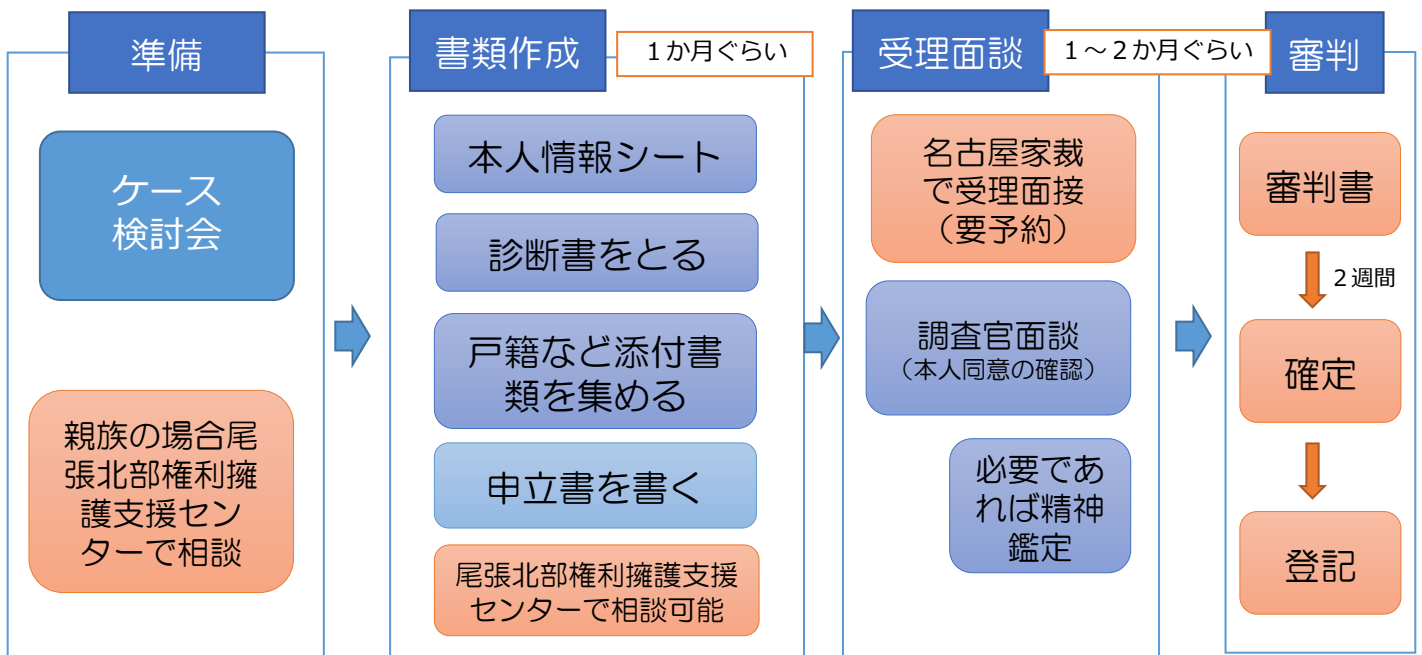
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

35

申立ての流れ



市長 (町長) 申立では、戸籍調査等で、遅れ気味。

4 場合によってもさらに時間がかかる



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

36

費用はどれぐらいかかりますか？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

37

成年後見制度の利用かかる費用は？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

38

成年後見制度利用にかかる費用

	内容	金額	備考
①	申立てに要する費用	1万円から 2万円程度	申立てる内容などで変わる
②	弁護士又は司法書士に依頼した場合	10万円から 30万円程度	自分で作成すれば不要
③	精神鑑定が必要となった場合	5万円から 10万円程度	裁判所から鑑定を求められた場合。全体の1割程度
④	後見報酬	月額2万円程度	管理財産が多ければその分増額されます。

①、③、④については、生活保護受給者など、低所得の方には、市町村が代わりに支払ってくれる制度（成年後見制度利用支援事業）があります。申立てにかかる費用は、申立人が負担するのが原則。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

39

（参考）成年後見人等の報酬額のめやす

【基本報酬】

月額2万円。ただし成年後見人が管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には、月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には5万円～6万円。

【付加報酬】

身上監護等に特別な困難があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付与する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部より抜粋）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

40

成年後見制度利用支援事業＝市町村の責務②

- 申立費用の助成
申立てに係る費用（切手、収入印紙、診断書料、鑑定費用）
- 成年後見人等報酬の助成
 - 生活保護世帯等助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者（年収150万円以内等の条件あり）
 - 上限額
 - 施設、病院等に入所しているもの 18,000円/月
 - その他（在宅） 28,000円/月

※市町村事業なので、市町村によって助成対象等が異なる場合がありますので、当該市町又は当センターに御相談ください。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

41

親族は、後見人になれますか？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

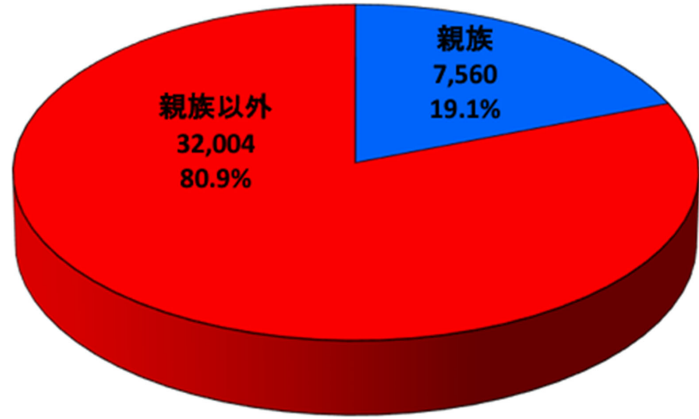
行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

42

成年後見人等の選任

親族後見から 第三者後見にシフト

- そもそも申立て時に、候補者欄に親族が書かれているのは、23.9%（令和3年）なので、後見人のなり手としての親族は少なくなっていると考えられる。
- 親族の候補者を書いたものの8割がそのとおりとなっていると思われる。



出所：成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）最高裁判所



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

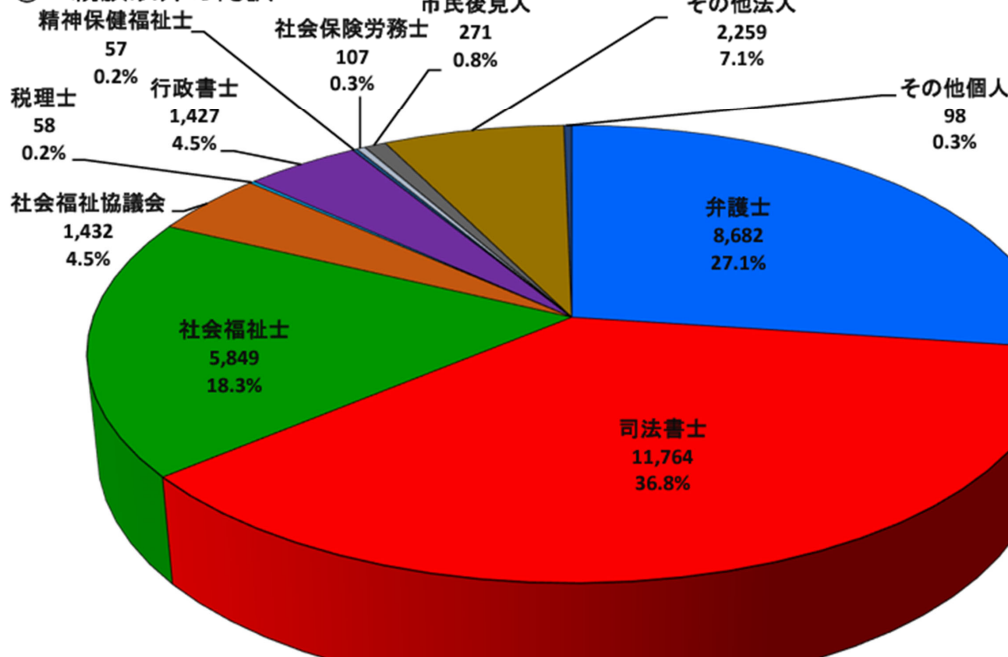
2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

43

専門職の成年後見人等

③ 親族以外の内訳



出所：成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）最高裁判所



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

成年後見人等の選任等について

1. 誰を成年後見人等にするかは、家庭裁判所が職権で決める。
2. 申立ての際に、候補者を記載することができる
・記載しなかった場合、専門職団体の推薦となる
3. 一度就任すると、正当な理由がないと辞任できない。逆にいうと、代えられない。
4. 複数後見も可能
・たとえば、財産管理は法律家、身上監護は社会福祉士
・後から追加で選任することもできる。
5. 権利擁護支援センターなど、法人が受任する**法人後見**もある。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

45

成年後見人等に誰がなるかが大切

- 申立書類の候補者の欄に、成年後見人等の候補者を記載することができる。
- 必ずしも、候補者が選任されるとは限らないが、誰になるかわからないよりは好ましいと考えられる。
- 申立て前に、本人にも面談した上で候補者をあげていくのが理想的。



受任候補者調整が大切

尾張北部権利擁護支援センターで行っている。

- 受任候補者調整委員会（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、4市町の担当課長で構成）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

46

市町村の責務として

- ① 申立てをする人がいない
↳ 市長・町長申立て
- ② お金がない
↳ 成年後見制度利用支援事業
- ③ 緊急性がある
↳ やむを得ない場合の措置（老人福祉法）
- ④ 後見人になる人がいない
↳ 後見候補者の確保（老人福祉法第32条の2）
↳ 市民後見人の養成等



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

47

虐待への対応

高齢者虐待 = 高齢者虐待防止法



殴る蹴るなどの暴力
身体



高齢者を叱りつける
・無視する
心理



年金などを勝手に
使ってしまう
経済



劣悪な環境で放置
放棄・放任

図は、東京都の
ホームページから
拝借

生命・身体に危険があるときは、「やむを得ない事由による措置」により、本人と虐待者を分離する。



詳しくは、7月13日の虐待対応研修で。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

48

やむを得ない事由による措置＝市町村の責務③

介護保険は、本人との契約により介護サービスの利用が始まるが、やむを得ない事由により契約ができないときは、市町村は次の措置をとることができる。

老人福祉法第11条第2項

- ・ 特別養護老人ホーム等への措置

老人福祉法第10条の4

- ・ 在宅福祉サービス（ショートステイなど）の措置

- ✓ 費用は、介護保険から9割はでるので、残りの1割と食費等を措置費からだし、本人に応能負担させる。
- ✓ 老人福祉法第20条により正当な理由がないと事業所は措置を拒めない。
- ✓ 「やむを得ない事由による措置」について、要綱等の定めをしておくのが望ましい。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

49

受任候補者の確保＝市町村の責務④

（後見等に係る体制の整備等）

老人福祉法第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

市民後見人の養成事業の実施根拠となる条文



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

50

日常生活自立支援事業



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

51

日常生活自立支援事業の概要

事業開始

平成11年 地域福祉権利擁護事業の開始（平成19年名称変更）

事業主体

都道府県・政令指定都市社会福祉協議会

事業の一部を市町村社会福祉協議会に委託

利用対象者

- ①認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、
- ②本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方（判断能力が全くない方は対象としない）

サービス内容

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス



尾張北部権利擁護支援センター

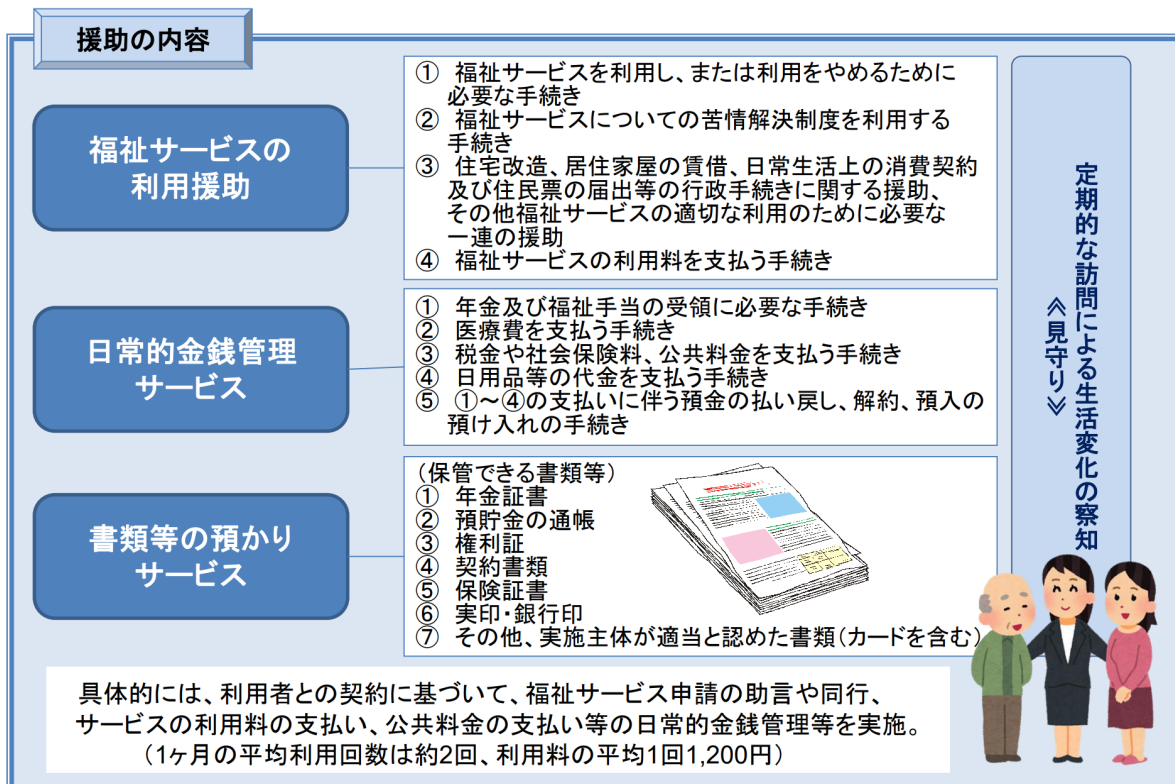
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

52

日常生活自立支援事業による援助内容



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

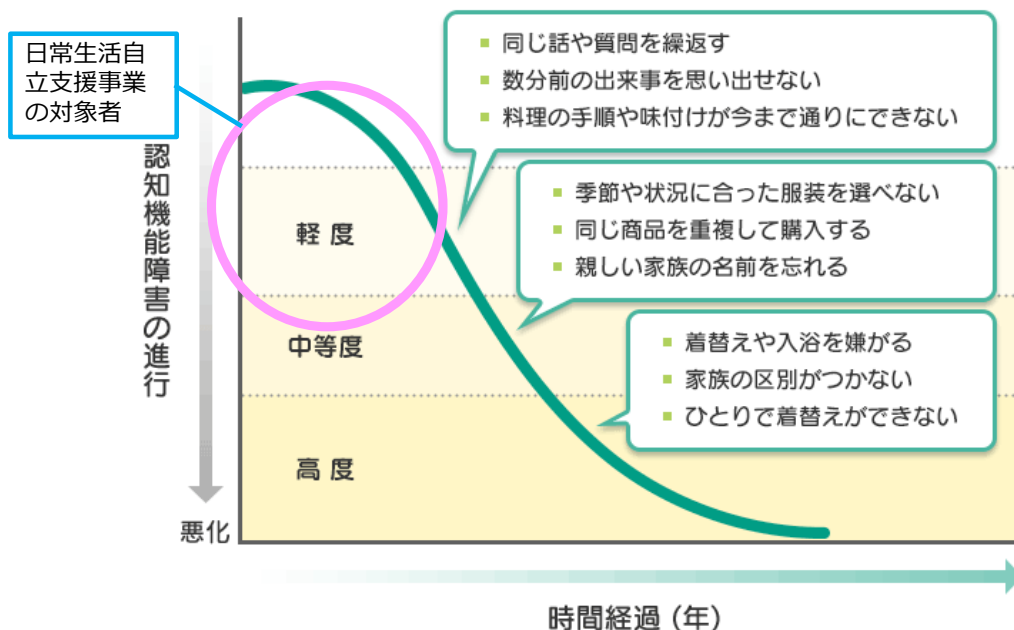
2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

53

日常生活自立支援事業の対象者

アルツハイマー型認知症の経過



民法は、判断能力の程度を3つに分類

補助

保佐

後見

日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行も課題のひとつ

【イメージ図】



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023 (令和5) 年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会 (講師 山中)

54

成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

成年後見制度		日常生活自立支援事業
法務省 民法	所轄庁 法律	厚生労働省 社会福祉法
認知症，知的障害，精神障害などの理由により，判断能力が不十分な方（補助・保佐）及び判断能力が全くない方（後見）	対象者	認知症，知的障害，精神障害などの理由により，判断能力が不十分な方であり，なおかつ，本事業の契約内容について，判断し得る能力を有していると認められる方（判断能力が全くない方は対象ではありません）
家庭裁判所が選任した，補助人・保佐人・後見人	援助者	市区町村社会福祉協議会の職員（専門員，生活支援員）
本人，配偶者，4親等内の親族，市区町村長，検察官，任意後見人等が家庭裁判所へ申立て	手続きの開始	社会福祉協議会への相談（本人，家族，関係機関から）実施主体は，都道府県・政令指定都市社会福祉協議会。市町村社協に一部委託。
医師の診断書を家庭裁判所に提出（必要に応じて，鑑定を行うことがあります）	意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認。困難な場合，契約締結審査会で審査（都道府県社協に設置）
本人が負担（金額については，家庭裁判所が決定），困窮者には公費助成あり	利用中の費用	本人負担 生活保護世帯は公費負担あり
家庭裁判所，成年後見監督人	監督機関	運営適正化委員会（都道府県社協に設置）



水戸市社会福祉協議会のホームページの内容を一部改変。 https://www.mito-syakyō.or.jp/soudan/kouken_different.html

尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

55

いわゆる身元保証会社について



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

いわゆる「身元保証会社」

いわゆる「身元保証会社」は、監督機関がないため不適切な事例もあり、団体が経営破綻するケースもあるので、慎重に検討するよう厚生労働省も通知をだしている。

安城市がNPO法人と癒着していると裁判で指摘されたケースもある。

2021年(令和3年)1月29日(金曜日)

高齡者支援のあり方に一石

死因贈与の契約無効 安城のNPO敗訴控訴へ

名古屋地裁支部判決

身元のない高齡者の身元保証代行を請け負う愛知県安城市のNPO法人「えんご会(神谷邦子代表)」が、死亡した高齡者との贈与契約に基づき、金融機関に預金の返還を求めた訴訟の判決が二十八日、名古屋地裁支部であった。近田正裁判官は「公平良俗に反する契約で無効」として請求を棄却。契約が結ばれた際に「安城市とNPOの癒着が認められる」との判断も示した。

身元保証代行に異例判断

高齡者と身元保証代行団体との間で交わられた贈与の贈り物と契約を無効とする判断は極めて珍しい。身元保証代行は、高齢者の生活を支えるために必要不可欠な役割を担っている。身元保証代行は、高齢者の生活を支えるために必要不可欠な役割を担っている。身元保証代行は、高齢者の生活を支えるために必要不可欠な役割を担っている。

近田裁判官は、身元保証代行の条件にないよう求める厚生労働省の通知に反して、同NPOの大半以上が同会の身元保証代行サービスを受け、同様の死因贈与契約も行われていたことを批判し、身元保証代行の相手も不明確なために、その贈与を要求するのは民法五〇条の公平良俗違反の審判行為は相手を経験不足に付して不当な利益を上げる行為に当たると判断した。この一審判決は、高齡者の生活を支えるために必要不可欠な役割を担っている。身元保証代行は、高齢者の生活を支えるために必要不可欠な役割を担っている。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023(令和5)年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会(講師 山中)

厚生労働省の通知など

- ① 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関で入院を拒否することについて」平成30年4月27日厚生労働省医政局長通知
- ② 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齡者サポート事業に関する相談への対応について」平成30年8月30日厚生労働省老健局高齡者支援課・振興課通知
- ③ 「身元保証等の高齡者サポート契約をめぐるトラブルに注意」日本弁護士連合会リーフレット



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023(令和5)年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会(講師 山中)

高知市社会福祉協議会これからあんしんサポート事業



これからあんしんサポート事業とは？

頼れる親族などがない方について、ご本人が判断できる間に、高知市社会福祉協議会と契約をすることで、日ごらの見守り、認知症などで将来ご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなった後のことについて支援する事業です。

利用できる方

- 高知市にお住まいの方（住民票が高知市にある方）
 - 単身世帯などで親族の支援が得られない方
 - この契約内容を十分理解し、利用を希望される方
- ※生活保護世帯の方は対象となりません

※見守りサービスとあんしんサービス①～③はセットになっています。

	どんなことをしてくれるの	利用料	預託金での支払い
見守りサービス ● 定期的な電話連絡（月に1回程度）や自宅訪問（3ヶ月に1回程度）による状況確認 年間 6,000円 ● 同行訪問者による相乗補助サービス □ 運賃 1時間 1,500円 ● 預託金での支払い なし	あんしんサービス ① 急に入院になったらどうしよう ● 施設入所や入院時の説明の立ち会いや契約時の同席 ● 入院費用や入所費用などの支払い代行 ● 急な入院時、自宅からの必要物品のお届け ● 指定連絡先への連絡 ● 水道光熱費などの休止連絡 有難様力の状態 ご自分で判断できる時、または少し不安な状態	1時間 1,500円	なし
	あんしんサービス ② 自分のことが分からなくなったらどうしよう ● 預託金での入院・入所費用の支払い ● 生活密への情報提供 ● 日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行 利用様力の状態 ご自分で判断できない状態	1時間 1,500円	入院費用などの支払い
	あんしんサービス ③ 死んだあとはどうしよう 契約時に作成した公正証書の内容に基づいてのお手伝い ● 葬送や埋葬の執り行い（葬儀費用は含まれません） ● 死後の入院費・施設料の支払いや事務手続き ● 家財処分（買戻の場合） ● 葬儀費用や埋葬費用の支払いなど 有難様力の状態 お亡くなりになった時	利用料なし	死後事務委任契約公正証書に基づいた支払い

預託金とは

契約後に判断能力が不十分になった時（あんしんサービス②）の入院費用やお亡くなりになった後（あんしんサービス③）に発生する費用の支払いのため、契約時に高知市社会福祉協議会に預け入れていただくお金を預託金とします。

（預託金の例）

基本費用	□1 入院費用（10万円×3ヶ月分） 30万円～
	□2 運送（火葬）費用 22万円～
	合計 520,000円～
対象者のみ	□3 買置物件の家財処分代など （買置物件にお住まいの方が対象）

死後事務委任契約公正証書とは

契約する前に、葬送や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約公正証書を作成していただきます。お亡くなりになった後は、あらかじめ取り決めた内容に基づいてお手伝いをします。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

後見人の位置づけ = 後見人のメリット

ご本人は、多くの支援者の支援を受けながら暮らしています。

成年後見人等は、新しい支援者仲間になります。

支援者チームに、

- ① 法律上の権限をもっている
- ② 亡くなるまで寄り添うことのできる

そのような支援者が一人加わるのです。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

心配なご家庭があったら

そして、その後家庭に、認知症の方、知的障害の方、精神障害の方がいらっしゃったら、早めに、

けんよご（尾張北部権利擁護支援センター）に

御相談ください。

けんよごに声をかけるタイミングがわからないということをよく聞きますが、最初の方で声をかけてください。

認知症、知的障害、精神障害のある方のことで、成年後見制度のこと以外でも、お困りのことがあれば、とりあえず、**けんよご**に相談してください。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）

連絡先

電話番号 0568-74-5888

ファックス 0568-74-5855

メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net

ホームページ <https://owarihokubu-kenriyogo.net>

尾張北部権利擁護支援センター
TEL 0568-74-5888 FAX 0568-74-5855
電話受付時間 平日 午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始除く）

ホーム 事業概要 新着情報（活動日誌） 相談 よくある質問 **資料集** アクセス

研修会資料
研修ビデオ
総会資料
参考資料
市民後見推進事業
法人情報
関連機関へのリンク



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2023（令和5）年6月15日

行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会（講師 山中）